

○紀南地方老人福祉施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(令和5年3月30日)
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、紀南地方老人福祉施設組合個人情報保護審査会条例（令和5年紀南地方老人福祉施設組合条例第3号）第1条に規定する紀南地方老人福祉施設組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第5条 管理者は、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、年1回公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和5年3月30日条例第2号）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(紀南地方老人福祉施設組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 紀南地方老人福祉施設組合個人情報保護条例（平成17年紀南地方老人福祉施設組合条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の紀南地方老人福祉施設組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条又は第12条第2項の規定によるその職務上又はその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際、現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第7条の規定によりな

された個人情報取扱事務の届出等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項（旧条例第20条第3項において準用する場合を含む。）若しくは同条第1項の規定による請求又は旧条例第23条第1項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び削除並びに是正の申出については、なお従前の例による。
 - 4 施行日前に旧条例の規定により旧条例第26条第1項の規定により組合に置かれた同項に規定する紀南地方老人福祉施設組合個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
 - 5 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第26条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - 6 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者が前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - 7 この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者が、第1項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して職務に関して知り得た旧個人情報（旧個人情報に該当しない旧条例第2条第4号に規定する特定個人情報を含む。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で持ち出し、若しくは使用した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - 8 この条例の施行前において、旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者が、第1項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で持ち出し、若しくは使用した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。